

## 第6回 特別支援教育論

### 第8章 特別の支援を必要とする児童生徒等の教育課程編成と支援方法

本章では、幼稚園、小・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級における教育課程編成と支援方法などへの理解を深める。

#### 1 全ての学校・園における特別支援教育の推進

特別支援教育は、幼児児童生徒の障害の程度や状況に応じて、全ての学校・園において実施されている。特別支援学校幼稚部・小学部・中学部・高等部での指導、小・中学校特別支援学級における指導、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けたり、通常の学級で配慮を受けたりするなどの「連続した多様な学びの場」がある。

#### 2 障害の種類や程度を理解した指導方法の工夫

障害のある児童生徒等には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面または行動面において困難のある児童生徒等で発達障害の可能性のある者も含まれている。

これらの児童生徒等に対して、学習指導要領では、総則のほか、教科等の指導における障害のある児童生徒等に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うことが規定された。全ての学校・園においては、様々な障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある子どもなどの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

例えば、小学校学習指導要領では、第1章第4の2の(1)のAで、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と示された。これらは、小・中学校等の通常の学級において、特別支援学校のセンター的機能を活用するなどして、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や、個に応じた指導を充実させることについて示されたものと言えよう。

#### 3 特別支援教育に関する指導体制の充実

担任を含む全ての教職員が個々の児童生徒等に対する合理的配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある児童生徒等の特性等に応じた必要な合理的配慮等を行う際は、担任の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童生徒等に大きく影響することに留意しなければならない。

学校全体の特別支援教育の体制を充実するためには、校内委員会を設置して校務分掌に位置付けることや特別支援教育コーディネーターを指名すること、そして、特別支援学校等に対し専門的な助言または援助を要請するなどして、個々の障害の状態等に応じた指導を充実させることが重要である。

#### 4 幼稚園

##### (1) 障害のある幼児などへの指導

幼稚園教育要領では、障害のある幼児などの指導に当たっては、「集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める

ものとする。」と示してある。

教師は、障害のある幼児などのありのままの姿を受け止め、幼児が安心してゆとりをもって周囲の環境と十分に関わり、集団の中で発達していくようにすることが大切である。また、一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、他の幼児に大きく影響することに十分留意しつつ、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、幼児が互いを認め合う肯定的な関係をつくっていくことが大切である。

## (2) 幼稚園における個に応じた指導内容・方法の工夫

次のような一人一人の幼児の障害の種類や程度に応じた配慮が必要である。

- ・弱視の幼児がぬり絵をするときには、輪郭を太くするなどの工夫をする。
- ・難聴の幼児に絵本を読むときには、教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする。
- ・肢体不自由の幼児が興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちをもてるように工夫する。
- ・自分の身体各部位を意識して動かすことが難しい場合は、当該幼児が容易に取り組みやすい遊具を活用した遊びで、より基本的な動きから徐々に複雑な動きを体験できるようにし成功体験が積み重ねられるようにする。
- ・集団の中でざわざわした声などを不快に感じ、集団活動に参加することが難しい場合、集団での活動に慣れるようにするため最初から全ての時間に参加させるのではなく、初めは短い時間から始めて、徐々に時間を延ばして参加させたり、イヤーマフなどで音を遮断して活動に参加させたりする(写真1)。
- ・幼稚園における生活の見通しがもちにくく、気持ちや行動が安定しにくい場合、自ら見通しをもって安心して行動ができるよう、当該幼児が理解できる情報(具体物、写真、絵、文字など)を用いたり、教師や仲の良い友達をモデルにして行動を促したりするなどの配慮をする。



## (3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用

教育要領では、障害のある幼児などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることと示された。

### 1) 個別の教育支援計画

障害のある幼児などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。そのため、教育関係者だけでなく家庭や医療、福祉などの関係機関の取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用することが重要である。作成に当たっては、障害のある幼児などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえることが重要である。

### 2) 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成される。また、個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある幼児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。障害のある幼児などの発達の状態は、家庭での生活とも深く関わっているため、保護者との密接な連携の下に指導や支援を行うことが重要である。

## 6 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童生徒を対象とする学級である。つまり小学校の学級の一つであるため、学校教育

法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。ただし、対象となる児童生徒の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

したがって、例えば小学校学習指導要領では、特別支援学級における特別の教育課程（第1章第4の2の(1)のイ)において、「特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。」と示されている。

### (1) 知的障害児の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続き

小学校を例に、知的障害児の実態に応じた各教科の目標設定に至る手続きについて述べる。

- a 次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
  - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
  - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

## 7 通級による指導の教育課程編成

通級による指導は、通常の学級に在籍している障害の児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について児童生徒一人一人の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

通級による指導の対象者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童（特別支援学級の児童を除く。）で、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。そして、通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間(週1)から280単位時間(週8単位時間)までを標準としているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間(月1単位時間)から280単位時間(週8単位時間)までを標準としている。

小学校学習指導要領では、通級による指導における特別の教育課程については、第1章第4の2の(1)のウで、「障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」と示してある。

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を参考としながら、障害の状態等の的確な把握に基づいた個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標・内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。また、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上または生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることに留意する必要がある。

## 8 通常の学級

文部科学省生徒指導提要(2010)では、「学級担任・ホームルーム担任は、多様な児童生徒がいることを前提に、学級・ホームルームでの児童生徒等との人間的な触れ合いやきめ細かい観察や面接、保護者との対話を深め、一人一人の児童生徒等を客観的かつ総合的に理解していくこと」が大切であると示してある。つまり通常の学級においては、多様な児童生徒がいることを前提とした学級経営を行う必要性が述べてあることになる。

特に、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対しては、障害の状態等に応じた適切な合理的配慮の下に指導や必要な支援を行うこととなる。その際、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる「困難さ」に対する「指導の工夫の意図」、「手立て」を明確にすることが重要である。例えば、小学校学習指導要領解説各教科編では、各教科における配慮の具体例がそれぞれ示してある。

## 9 特別支援学校における教育

特別支援学校の目的は、学校教育法第 72 条に、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と、規定されている。

### (1) 特別支援学校の教育課程の編成

特別支援学校の教育課程は、特別支援学校学習指導要領領に基づいて編成する。幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。

なお、知的障害教育の教育課程は、児童生徒等の発達段階や経験などを踏まえ、実生活に結び付いた内容を中心に構成していることが大きな特色である。各教科の目標と内容は、子どもの障害の状態などを考慮して、小学校、中学校、高等学校とは別に独自のものを設定している。教育課程は、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（総合的な学習の時間については小学部を除く。）で編成している。しかし、実際の指導を計画し展開する段階では、教科別の指導や領域別の指導の他に、各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせた指導として「各教科等を合わせた指導」の形態を取り入れており、「遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習」などがある。

### (2) 特別支援学校の対象となる児童生徒等の障害の程度

特別支援学校には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のある児童生徒等を対象に、幼稚部・小学部・中学部・高等部が設置されている。対象となる障害の程度は、学校教育法施行令第 22 条の 3 で、次のように定めてある。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

	2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

## 10 就学先の決定について

学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 244 号）では、障害のある児童生徒等の就学先の決定について、障害のある児童生徒等は、原則、特別支援学校に就学するという仕組みが改められ、本人及び保護者の意見を最大限尊重した上で、就学先を判断・決定する仕組みに変更された。

## 第 9 章 通級による指導

本章では、通級による指導の対象、特別の教育課程について、理解を深める。

### 1 通級による指導

通級による指導は、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき、小・中学校、高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

### 2 通級による指導に関する制度改正

平成 30 年 4 月から高等学校や中等教育学校の後期課程において、通級による指導が始まった。小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている通級による指導を、高等学校や中等教育学校の後期課程においても実施できるようになった。これは、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 34 号）及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成 28 年文部科学省告示第 176 号）が、平成 28 年 12 月 9 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されたことによる。

高等学校及び中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができる。そして、障害に応じた特別の指導を、高等学校または中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部（必修教科・科目等を除く。）に替えることができる。また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間 7 単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。あわせて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校における障害に応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、または克服することを目的とする指導として行うことと示された。

### 3 小学校学習指導要領における通級による指導

小学校学習指導要領では、通級による指導における特別の教育課程（第 1 章第 4 の 2 の (1) のウ）で、「障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。と示された。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第50条第1項等の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。そして、障害による特別の指導を、小学校の教育課程に加え、または、その一部に替えることができる（学校教育法施行規則第140条等）。また、改訂では、通級による指導を行い特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が、新たに加わった。

したがって、通級による指導では、特別支援学校小・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とし、個々の障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成することで、具体的な指導目標や指導内容を定めて指導を展開する必要がある。

#### 4 通級による指導の対象

平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（通知）では、通級による指導の対象について以下のように示してある。

区分	障害の程度
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由 病弱・身体虚弱	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### 5 通級による指導における特別の教育課程

##### (1)授業時数

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間（週当たり1～8単位

時間相当)までを標準としている。ほか、学習障害者(LD)及び注意欠陥多動性障害者(ADHD)については、年間10単位時間から280単位時間(月1～週8単位時間相当)までを標準としている。

これは、LD・ADHDのある児童生徒については、月1単位時間から指導を行うことで効果が得られる例があるためである。また、LDのある児童生徒に対する認知の偏り等に配慮した独自の学習方法を習得し自らその方法を取り入れて学習を進められるようになるための指導や、授業や学校生活において適切な行動ができるようにする指導において、月1単位時間程度の指導で効果が得られる例がある。

なお、児童生徒が在籍校以外の小・中学校または特別支援学校の小・中学部において特別の指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する小・中学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる (学校教育法施行規則第141条)。

## (2) 学校間、指導者間の連携

効果的な指導が行われるよう児童生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うなど、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成・実施・評価・改善を行っていく必要がある。

## (3) 指導内容(自立活動と障害の状態に応じた各教科の内容の取り扱い)

### 1) 自立活動の指導との関連

特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考として、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定めて、それに基づいた指導を展開することになる。

通級による指導の主な指導内容は、以下の点が挙げられる。

- ①情緒の安定を図り得意なことや不得意なことを理解して気持ちをコントロールし落ち着いて学習や生活ができるための指導を行う。
- ②人とのかかわりやコミュニケーションについては、主に集団の中で、仲間とうまく関わるように個別やグループ等及び課題や状況に合わせて、ソーシャルスキル・トレーニング(SST)を行い、場面に応じた対応の仕方や人の気持ちを考えることなどについて学ぶ。  
ソーシャル・スキルトレーニングにおいては、通級指導教室では、今やるべきことを直接言葉で説明・指示して教える「教示」、手本を示し学ばせる「モデリング」、ロールプレイングや遊びの中で実際に演じ練習する「リハーサル」、良かった点、改善すべき点を振り返り、評価する「フィードバック」を行う。そして、通常の学級では、どのような場面でも対応できるようにする「般化」を徹底するという流れが考えられる。
- ③学習上の困難については、聞く・話す・読む・書く・計算する・文字や図形の把握・聴覚的な記憶の困難等に応じた指導を行う。
- ④身体の動きについては、バランスのとれた運動機能の習得や手や指先の機能を高める指導を行う。

### 《自閉症の場合》

他人と社会的な関係を形成することに困難を伴い、コミュニケーションの問題や行動上の問題、学習能力のアンバランスも混在し、通常の学級での一斉指導だけでは十分な成果が上げられない場合がある。また、円滑なコミュニケーションをとるための知識・技能を主な指導内容とした個別指導が必要になる。

個別指導で学んだことの般化の場面として小集団指導(グループ指導)を行う。小集団指導(グループ指導)では、個別指導で学んだことを音楽や運動、ゲームや製作活動を通して、学校の決

まじりや適切な対人関係を維持するための社会的なルールの確認など、社会的適応に関することが主なねらいとなる。指導では、視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導効果を高める。

#### 《学習障害の場合》

先生の指示をしっかりと聞いて理解することが苦手な場合には、興味・関心のある題材等を活用して、できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導を行う。また、自分の話したい内容をしっかりと伝えることが苦手な場合には、あらかじめ話したいことをメモしておくなどの工夫をして、書かれたものを見ながら自信をもって話させる指導を行う。文章を読み上げることや内容を理解することが苦手な場合には、書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導や、漢字やアルファベットを大きく表すなどして、細かな形の違いを見極めながら読む指導を行う。

読解では、指示語の理解を図る指導や書かれた事実を正確にとらえさせる指導、図解して主題や要点を捉えさせる指導を行う。文字を正確に書き取ることが苦手な場合には、間違いやすい漢字やアルファベットを例示するなどして、本人に意識させながら正確に書く指導や、経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導、読み手や目的を明確にして書く指導を行う。暗算や筆算をすることや数の概念を理解することが苦手な場合には、身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高める指導、文章の内容を図示するなどしてその意味を読解しながら文章題を解く指導を行う。

推論することについては、事実から結果を予測する指導、結果から原因を推測することが苦手な場合には、図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導、算数や数学で使われる用語（左右、幅、奥行き等）を理解させる指導、位置関係を理解させる指導を通して、推論する力を育てる。

#### 《注意欠陥多動性障害の場合》

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにすることが大切である。その上で、例えば、刺激を調整し、注意力を高める指導、情報を確認しながら理解することを通して、自分の行動を振り返る指導がある。衝動性や多動性を抑える指導として、指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組むようにする指導、作業や学習等の見通しをもつなどして集中できるようにする指導や身近なルールを継続して守るようにして自己の感情や欲求をコントロールする指導などがある。

## 2) 各教科の補充指導との関連

通級による指導の内容は、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上や生活上の困難の改善または克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化された。障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う指導とは、障害の状態に応じた特別の指導であり、単に教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意する必要がある。

このことは、例えば、教科学習の遅れを補充する指導として解けなかった問題の解き直しや学び直しの学習(ドリル学習)などを指導することではなく、図形の特徴や操作の手順を言語化、視覚化したり意図を読み取ることの困難さに対し、物語文などの中で登場人物の考えや気持ちを読み取る指導などを行ったりすることを意味している(表1)。

表1 教科の補充の指導内容 (例)

教科	指導内容
算数	空間認知の障害による形の識別の困難を改善するために、定規で線を引く、コンパ



(図形)	スで円を描く等の視知覚や動作の困難を改善するための指導
国語 (読み・ 書き)	学習障害による読み飛ばし、鏡文字など、読み書きの困難を改善するために、筆圧をコントロールして書く、ますの中に正しく書く等の視知覚や動作の困難を改善するための指導
学 習 全 般	視線移動の困難、目と手の協応動作の困難を改善するために、ビジョントレーニング、体幹機能の強化に向けた姿勢の保持など

※岐阜県教育委員会、特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引より引用、一部筆者が加筆

## 6 当該児童生徒が在籍している通常の学級の児童生徒に対する理解推進

学級経営では、当該児童生徒の苦手な部分のみではなく努力していることを認め合い、尊重し合うような学級集団づくりが大切である。また、保護者や地域に対しては、通級指導教室を紹介するリーフレットや学校だよりで教室を紹介するなどのほか、PTA活動で「通級指導教室」の見学や講演会等を行うことも考えられる。その際、対象児童生徒の障害の状態や配慮事項等は個人情報であるため、周囲に説明を行う際は、説明をする相手や説明内容や方法について事前に検討し、必ず当該児童生徒と保護者の了解を得て行う必要がある。

次に、通級による指導を受ける児童について、他児童の理解を深めるための説明例を紹介する。学級担任が全員の児童へ説明をしているものである。

「Aさんについて、皆さんに理解してほしいことがあります。人は誰でも緊張すると、心臓がドキドキしたり、顔が赤くなったりします。Aさんは、緊張の為に思っていることを言葉でスムーズに話すことが難しくなり、話し出すまでに時間がかかることがあります。時には、話そうとすることが頭から消えてしまうこともあります。そんな時に、「早くしてよ！」などと言われると、ますます混乱してしまいます。大切なことは、Aさんが今どんな気持ちでいるかを考えて見守ること、「何か手伝おうか・・・？」など、言われてほっとする言葉をかけることで、言葉や行動がスムーズになります。互いに温かい気持ちで相手の状況や気持ちを理解しようとするのが、どの人にとっても住みやすい学級になります。皆さん、このようなことを心がけて生活してほしいと思います。」

※岐阜県教育委員会、「特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引」より引用、一部筆者が加筆

## 7 通級指導教室の年間の流れ

次に、小学校の通級指導教室の年間の流れを紹介する(表2)。

表2 通級指導教室の年間の流れ(例)

	内 容
一 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前担当者からの引継とこれまでの指導状況の把握(春休み中)</li> <li>・時間割作成、保護者及び在籍学級担任との懇談、在籍学級での児童の様子を観察する。</li> <li>・第1週までに、通級による指導に関する個別の指導計画を作成する。</li> <li>・通級による指導を開始する際には、特に担当者や児童生徒との関係づくりや児童生徒の実態把握に努める。</li> <li>・5～6月、他校通級の児童生徒の学校訪問を行う。在籍学級での授業や休み時間の様子を参観し担任やコーディネーターと懇談する。</li> <li>・1学期評価は、在籍校に通知表を届けて担任と懇談する。</li> <li>・1学期の評価を基に、2学期に向けて指導計画を練る。</li> </ul>
二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて保護者と懇談する。就学のための教育相談を実施する。</li> </ul>

学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10～11月の間、他校通級の児童生徒の学校訪問を行う。</li> <li>・2学期評価は、在籍校に通知表を届けて担任と懇談する。</li> <li>・2学期の評価を基に、3学期に向けて指導計画を練る。</li> </ul>
三学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の入級対象者等への教育相談、教室見学、体験入級を実施する。</li> <li>・3学期評価は、在籍校に通知表を届けて担任と懇談する。</li> <li>・今年度のまとめと、次年年に向けて個別の指導計画を検討する。</li> </ul>

※岐阜県教育委員会、特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引より引用、一部筆者が加筆

## 8 高等学校における通級による指導

平成30年4月、高等学校や中等教育学校の後期課程で通級による指導が始まった。

### (1) 高等学校学習指導要領（特別支援教育関係）

高等学校学習指導要領には、通級による指導などを次のように示してある。

#### 第1章第5款の5の(8)

(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

#### 第1章第2款の2

##### 2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの単位数について、適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。(略)

#### 第1章第3款の1

##### 1 必履修教科・科目

(1) すべての生徒に履修させる各教科・科目は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。(略)

#### 第1章第5款の2の(4)

(4) 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

### (2) 高等学校における通級による指導の概要

次に、文部科学省 HP より抜粋した高等学校における通級による指導の概要を述べる。

#### (1)単位認定・学習評価等について

1)特別の教育課程を編成し、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として実施すること。

2)高等学校における通級による指導の単位認定は、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならない。生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とする。なお、通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮する。

(2)指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載する。様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導内容や結果等を記載する。なお、他校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載する。

(3)実施形態は、ア.生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、イ.他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し指導を受ける「他校通級」、ウ.通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴くか、複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。

対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し効果的な形態を選択すること。

(4)通級による指導は、あくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の授業においても指導方法の工夫・改善が重要となる。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努める。

#### 文献

- ・文部科学省、幼稚園教育要領(平成29年3月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、小学校・中学校学習指導要領(平成29年3月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)、同解説、2018
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・小・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、特別支援学校学習指導要領解説、各教科等編(小学部・中学部)、平成30年3月、2018
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説、自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)、

2018

- ・文部科学省、「生徒指導提要」、2010
- ・文部科学省「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」、2004
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」、2012
- ・19 文部初第 125 号「特別支援教育の推進について(通知)、2007
- ・文部科学省HP、特別支援学級及び通級による指導に関する根拠規定等  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/054\\_2/shiryo/attach/1283113.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054_2/shiryo/attach/1283113.htm)
- ・文部科学省編著、「改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A」、2012
- ・岐阜県教育委員会、「特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引 LD/ADHD 等通級指導教室編」、2015  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien>